

役員の実費弁償費等に関する規程

社会福祉法人 幌向保育会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幌向保育会の役員の実費弁償費等について定めたものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等は、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会の出席実費弁償費等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、理事会と監査業務の役割が異なるため、実費弁償費を支払うことができる。

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は別表1により実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の実費弁償費等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、理事会と監査業務の役割が異なるため、実費弁償費を支払うことができる。

2. 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の実費弁償費等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人の運営に関する調査研究にあたった場合は別表1により実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため出張する場合は別表1により旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し、増額する事ができる。
5. 旅費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員費用弁償等に関する準則

別表1

事業	実費弁償 費の有無	金額
理事会	有	私保連 平均実費弁償費を基本とする。 1回につき 5,000円
監事 監査会	有	私保連 平均実費弁償費を基本とする。 1回につき 5,000円
評議員会	有	私保連 平均実費弁償費を基本とする。 1回につき 5,000円
宿 泊	道 内 道 外	10,000円 費用弁償額を超える場合実費とする。 11,000円 費用弁償額を超える場合実費とする。
交 通 費	有	JR幌向駅よりが基本であり、市内バス代も含み実費とする。 タクシーを使用しなければならない場合は実費とする。
研 修	有	1回につき 5,000円を支払う。
理事長年間 費用弁償費	有	年間雑用費用弁償費として50,000円を上限として支給する。 但し、費用弁償費を超える場合実費を支払う。

平成29年4月1日より適用する。

社会福祉法人幌向保育会

理事長 吉成 重雄

